

議案第12号

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部改正について

次のとおり貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成21年9月14日

鳥取県知事 平井伸治

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例（昭和44年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後			改 正 前																				
<p>知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>貸付金の種類</th><th>免除の条件</th><th>免除の範囲</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td></tr> <tr> <td>医師養成確保奨学金</td><td>県内における医師の確保を図るため、大学（学校教育法第1条に規定する大学をいい、学校法人自治医科大学を除く。以下この項において同じ。）において医学を専攻する者で、将来県内の知事が指定する病院又は県内の普通地方公共団体が設立する診療所（以下「指定病院等」という。）において医師の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資</td><td>1 大学を卒業した日の属する年度の翌年度の初日から起算して2年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事がその都度定める期間）以内に医師免許を取得した後、直ちに医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する臨床研修（以下単に「臨床研修」という。）を受け、当該研</td></tr> </tbody> </table>			貸付金の種類	免除の条件	免除の範囲	略			医師養成確保奨学金	県内における医師の確保を図るため、大学（学校教育法第1条に規定する大学をいい、学校法人自治医科大学を除く。以下この項において同じ。）において医学を専攻する者で、将来県内の知事が指定する病院又は県内の普通地方公共団体が設立する診療所（以下「指定病院等」という。）において医師の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資	1 大学を卒業した日の属する年度の翌年度の初日から起算して2年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事がその都度定める期間）以内に医師免許を取得した後、直ちに医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する臨床研修（以下単に「臨床研修」という。）を受け、当該研	<p>知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>貸付金の種類</th><th>免除の条件</th><th>免除の範囲</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td></tr> <tr> <td>医師養成確保奨学金</td><td>県内における医師の確保を図るため、大学（学校法人自治医科大学を除く。以下この項において同じ。）において医学を専攻する者で、将来県内の知事が指定する病院又は県内の普通地方公共団体が設立する診療所（以下「指定病院等」という。）において医師の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資</td><td>1 大学を卒業した日の属する年度の翌年度の初日から起算して2年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事がその都度定める期間）以内に医師免許を取得した後、直ちに医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する臨床研修（以下単に「臨床研修」という。）を受け、当該研</td></tr> </tbody> </table>			貸付金の種類	免除の条件	免除の範囲	略			医師養成確保奨学金	県内における医師の確保を図るため、大学（学校法人自治医科大学を除く。以下この項において同じ。）において医学を専攻する者で、将来県内の知事が指定する病院又は県内の普通地方公共団体が設立する診療所（以下「指定病院等」という。）において医師の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資	1 大学を卒業した日の属する年度の翌年度の初日から起算して2年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事がその都度定める期間）以内に医師免許を取得した後、直ちに医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する臨床研修（以下単に「臨床研修」という。）を受け、当該研
貸付金の種類	免除の条件	免除の範囲																					
略																							
医師養成確保奨学金	県内における医師の確保を図るため、大学（学校教育法第1条に規定する大学をいい、学校法人自治医科大学を除く。以下この項において同じ。）において医学を専攻する者で、将来県内の知事が指定する病院又は県内の普通地方公共団体が設立する診療所（以下「指定病院等」という。）において医師の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資	1 大学を卒業した日の属する年度の翌年度の初日から起算して2年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事がその都度定める期間）以内に医師免許を取得した後、直ちに医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する臨床研修（以下単に「臨床研修」という。）を受け、当該研																					
貸付金の種類	免除の条件	免除の範囲																					
略																							
医師養成確保奨学金	県内における医師の確保を図るため、大学（学校法人自治医科大学を除く。以下この項において同じ。）において医学を専攻する者で、将来県内の知事が指定する病院又は県内の普通地方公共団体が設立する診療所（以下「指定病院等」という。）において医師の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資	1 大学を卒業した日の属する年度の翌年度の初日から起算して2年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事がその都度定める期間）以内に医師免許を取得した後、直ちに医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する臨床研修（以下単に「臨床研修」という。）を受け、当該研																					

金	修を修了した日から起算して医師養成確保奨学金（以下この項において「奨学金」という。）の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間（国立大学法人鳥取大学（以下「鳥取大学」という。）において医学を履修する課程に地域枠推薦入学により入学した者（以下この項において「地域枠入学者」という。）以外の者にあっては、奨学金の貸与を受けた期間の2倍に相当する期間（当該期間が9年を超える場合にあっては、9年）とし、災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事がその都度定める期間）内に、指定病院等において常勤医師（当該病院等において定め				修を修了した日から起算して医師養成確保奨学金（以下この項において「奨学金」という。）の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間（国立大学法人鳥取大学（以下「鳥取大学」という。）において医学を履修する課程に地域枠推薦入学により入学した者（以下この項において「地域枠入学者」という。）以外の者にあっては、奨学金の貸与を受けた期間の2倍に相当する期間（当該期間が9年を超える場合にあっては、9年）とし、災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事がその都度定める期間）内に、指定病院等において常勤医師（当該病院等において定め	
---	---	--	--	--	---	--

		<p>る医師の勤務時間のすべてを勤務し、かつ、1週間当たり32時間以上勤務する医師をいう。<u>以下同じ。</u>）としての業務に奨学金の貸与を受けた期間に相当する期間（地域枠入学者以外の者にあっては、奨学金の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間（当該期間が6年を超える場合にあっては、6年））以上通算して従事したとき。</p>				<p>る医師の勤務時間のすべてを勤務し、かつ、1週間当たり32時間以上勤務する医師をいう。）としての業務に奨学金の貸与を受けた期間に相当する期間（地域枠入学者以外の者にあっては、奨学金の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間（当該期間が6年を超える場合にあっては、6年））以上通算して従事したとき。</p>	
		略				略	
		略				略	
緊急医師確保対	県内における医師の確保を図るため、鳥取大学において医学を専攻する者（緊急医師確保対策に基づき設置される特別の入学枠により入学した者に限る。）で、将来知事	略				略	
		3 前号に該当する場合を除き、死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため医師の業務に従事することができなくなった	債務の全部又は一部			3 前号に該当する場合を除き、死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため医師の業務に従事することができなくなった	債務の全部又は一部

策 奨 学 金	が勤務を命ずる県内の病院又は県内の普通地方公共団体が設立する診療所（以下「勤務命令病院等」という。）において医師の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金	とき。		策 奨 学 金	が勤務を命ずる県内の病院又は県内の普通地方公共団体が設立する診療所（以下「勤務命令病院等」という。）において医師の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金	とき。	
臨 時 特 例 医 師 確 保 対 策 奨 学 金	県内における医師の確保を図るため、鳥取大学、岡山大学、国立大学法人岡山大学（以下「岡山大学」という。）又は国立大学法人山口大学（以下「山口大学」という。）において医学を専攻する者（地域の医師確保に早急に対応するために臨時特例的に認められる入学枠により入学した者に限る。）で、将来指定病院等において医師の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金	1 鳥取大学、岡山大学又は山口大学を卒業した日の属する年度の翌年度の初日から起算して2年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事がその都度定める期間）以内に医師免許を取得した後、直ちに県内の病院において臨床研修を受け、当該研修を修了した日から起算して臨時特例医師確保対策奨学金（以下この項において「奨学金」という。）の貸与を受けた	債務の全部				

	期間の1.5倍に相当する期間（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事がその都度定める期間）内に、指定病院等において常勤医師としての業務に奨学金の貸与を受けた期間に相当する期間以上通算して従事したとき。				
2	前号に規定する業務に従事する期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因して精神若しくは身体に著しい障害を受けたためその業務に従事することができなくなったとき。				
3	前号に該当する場合を除き、死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため債務の全部又は一				

		医師の業務に従事することができなくなったとき。	部								
医師海外留学資金貸付金	県内における医療水準の向上及び医師の確保を図るため、海外に留学して国内では修得し、又は経験することが難しい診療に係る知識又は技術を修得する研修を受ける者で、留学終了後、知事が指定する県内の病院において医師の業務に従事し、その成果を伝達しようとするものに対して貸し付ける資金	1 留学における研修を終了した日から起算して3月（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事がその都度定める期間）以内に知事が指定する県内の病院において常勤医師としての勤務を開始し、当該勤務を開始した日（以下この号において「勤務開始日」という。）から起算して医師海外留学資金貸付金の貸与を受けた期間の2倍に相当する期間（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事がその都度定める期間）以上、当該病院において常勤	債務の全部								

		医師としての業務に従事し、かつ、勤務開始日から起算して1年以内に留学における研修で得た成果を伝達する講習会を県内において開催したとき。				
	2	前号に規定する業務に従事する期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因して精神若しくは身体に著しい障害を受けたためその業務に従事することができなくなったとき。				
	3	前号に該当する場合を除き、死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため医師の業務に従事することができなくなったとき。	債務の全部又は一部			
略			略			

備考 略

備考 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。